

## 【論文】

# 韓国歴史教科書の再国定化

— 「韓国近・現代史」教科書問題を中心に—

藤 田 昭 造

## はじめに

2015年11月3日、大韓民国政府教育部（以下、教育部と略称）は「中高等学校教科用図書の国・検・認定区分」の確定告示を発表した。2017年度から中学校「歴史」と高等学校「韓国史」の教科書を国定制で発行することにしたのである<sup>(1)</sup>。この日、ファン・ギョアン（黄教安）首相は、生徒たちが韓国の歴史に対するアイデンティと正しい歴史観をもつため偏向した教科書を正し、「客観的な歴史的事実に基づき、憲法の価値に忠実な正しい歴史教科書を作らなければならない」が、「現行の検定制では正しい歴史教科書をつくることが不可能である」と、歴史教科書の国定化の必要性を述べた。ファン・ウヨ（黄祐呂）社会副首相兼教育部長官は、記者会見で「様々な分野の最高の専門家を教科書の執筆に積極的に参加させ、大韓民国の将来の人材が良質かつバランスのとれた教科書で学べるように」し、「歴史教科書編纂の責任機関である国史編纂委員会が11月中旬まで執筆陣を構成して、『正しい教科書』を開発する」と述べた<sup>(2)</sup>。

確定告示に先立ち、教育部は10月12日に中学校の「歴史」教科書と高等学校の「韓国史」教科書を国定制にする行政予告を出した。すると、韓国の各大学の歴史学専攻教授たちが反発し、73大学476名が国定歴史教科書の執筆に参加しないと宣言したのである<sup>(3)</sup>。これが契機となり、歴史教科書の国定制化反対が急速に拡散したという<sup>(4)</sup>。世論の大きな反対の中で「歴史」と「韓国史」の教科書の国定制が強行されたのであった。

中学・高等学校の歴史教科書が検定制から再び国定制に替わる直接の契機となったのは、2013年に出版された教学社の「韓国史」教科書を巡る論難<sup>(5)</sup>だといわれている。しかし、それ以前に、第7次教育課程で新設された「韓国近現代史」教科書をめぐって「偏向」問題が論難となり、社会問題となっていたのである。この問題に関連して教育課程が改正されたともいわれているが、まず歴史教科書制度と教育課程の概要から見ていくことにしよう。

韓国の歴史教科書は教授要目期（1946～1954）から第2次教育課程期（1963～1973）まで検定制で発行された。1968年に実業系高等学校用の国定「国史」教科書が発行され、第3次教育課程期（1973～1980）から第6次教育課程期（1992～1997）まで国定制で国史教科書が発行されていたのである。第7次教育課程期（1997～2007）も国史教科書は国定制であったが、高等学校2～3学年で履修する選択科目である「韓国近・現代史」の教科書は検定制で発行されることになった。

2002年7月、「韓国近・現代史」教科書の検定結果が発表された。すると、一部の教科書に前・現政府に関連して偏向の記述があるとの指摘があり、問題となった。翌月、「韓国近・現代史」教科書の教科書検定委員の名簿が公開され、「韓国近・現代史」教科書の検定委員がこれを遺憾とし、全員が委員を辞退してしまった。教育人的資源部は客観的な記述で修正すると発表し、新学期に間に合うように「韓国近・現代史」教科書を修正したのである<sup>(6)</sup>

2004年10月4日、ハンナラ党（現在のセヌリ党）国会議員クォン・チョリョン（権哲賢）は、国会の教育人的資源部国政監査において採択率が最も高かった金星出版社版「韓国近・現代史」教科書（以下、金星出版社版と略称）を取り上げ、この教科書は「社会主義国家が民衆を意識化させるために使用している特有の感性的で扇情的な政治宣伝文をそのまま収録している」、「光復以後、南韓国の歴史は否定的で冷笑的な叙述で一貫している反面、北韓国部分はあたかも民族自存を命じながら、絶えず変化を追及する合理的な体制であるかのように、友好的で中立的な記述で完全に整理されている」と指摘した。翌日、金星出版社の教科書執筆者一同で、「クォン・チョリョン議員は、教科書叙述の全体的脈絡を無視したまま、恣意的に一部分だけを抜粋し、自分が持っている特定の歴史認識で教科書の叙述を勝手に解釈した後、あたかもこれを一般的な歴史認識であるかのようにごまかし、国政監査という形式を通じてマスコミを惑わして報道した」と反論を発表した<sup>(7)</sup>。マスコミがこの問題を集中的に取り上げ、金星出版社以外の5社（大韓教科書、斗山東亜、法文社、中央教育振興研究所、天才教育）の中にも‘偏向’があると指摘され、教科書問題として国内に波及していった。

2005年1月25日、教科書の偏向に批判的な人びとは‘教科書ホーム’を創立した。5月11日にはニューライト教師連合、自由教育ホームなど右派の団体も加わり、‘左偏向の近・現代史教科書改正国民運動’を宣言した。‘教科書ホーム’は2008年3月24日に『対案教科書韓国近・現代史』を発表し、9月17日に金星出版社版に対する修正建議を教育科学技術部（以下、教科部と略称）に提出した。29日、自由連合など保守の教育団体は教科書の修正を催促する陳情書を教科部に提出したのである。さらに11月17日になると、‘反国家教育剔抉国民連合’が金星出版社版を採択したソウル市内の学校名を公開した。このようにして民間団体によ

る「韓国近・現代史」教科書教科書偏向の矯正活動が広がっていったのである<sup>(8)</sup>。

教科書偏向問題について韓国政府の対応を見ていこう。キム・ドヨン（金道然）教科部長官は、2008年5月14日に「歴史教科書が多少左傾化している，専門家たちの意見を入れて修正する」，7月1日には「偏向した歴史教育で青少年が反米的性向を見せている」と発言していた。ハン・スンス（韓昇洙）総理は国務会議（7月1日）で教科書の修正を指示したという。さらに，李明博大統領は，歴史教科書の修正問題は左偏向を右偏向に是正するのではなく，双方同意する中で正常化することだといひ（9月26日），「北韓の社会主義は正統性があるようになっている教科書があるが，これを正すべきだ」（10月8日）と発言していたのである。教育政策を担当するアン・ビョンマン（安秉萬）教科部長官も国政監査（10月2日）で，「近現代史教科書中，一部は大韓民国の正統性を害していて，必ず修正すべきだ」と発言していた<sup>(9)</sup>。政府の主要閣僚や大統領は「韓国近・現代史」教科書を偏向していると認識し，修正の意向を示していたのである。教科書の修正指示が出されるのは‘時間の問題’であった。

2008年4月，企画財政部と韓国銀行，全経連など34の政府機関並びに団体が第7次教育課程・教科書発展協議会を開き，機関別に教科書の修正並びに補完要求事項を集め，教科部に伝達することを決定した。8月7日に統一部や国防部などから出された修正意見には，‘済州4・3事件’を‘左翼の反乱’と変え，‘全斗煥政府の強圧政治と抵抗’という見出しを‘全斗煥政府の功罪と民主化勢力の成長’と言い換えることなどが含まれていた。7月24日，257個の修正意見が政府諸機関から集まり，国史編纂委員会に検討を依頼したという<sup>(10)</sup>。

10月16日，国史編纂委員会は「韓国近・現代史」教科書の修正ガイドラインを発表した。これをもとに教科部は歴史教科専門家協議会をつくり，「韓国近・現代史」教科書の修正勧告案をつくり発表した。修正勧告案は出版社並びに執筆者にも伝達された<sup>(11)</sup>。

## II

教科部は，「韓国近・現代史」教科書の修正について，つぎのように発表した。現行6種の近現代史教科書に修正箇所は総数252個あるが，この中で大きく争点となっていない101個については執筆陣が自発的に修正するという意向を明らかにしているので，残りの151個のうち重複した事項を除外すると50個となる。この中で最も強調したのは，教科書の内容が大韓民国の正統性低下の可否，高校生水準適合の可否の2つであるという<sup>(12)</sup>。

教科部が判断した‘偏向’は多数あり，紙幅の関係上，全てを見ていくができない。その中から偏向と指摘されたものと，それに対する教科部の検討意見をいくつか見ていこう。

‘左偏向’が最も多いと指摘された金星出版社版に，“連合軍が勝利した結果として光復が成り立ったのはわが民族自ら願う方向へ新しい国家を建設するのに障害となった”とある。こ

れについて検討意見は、“光復は連合軍とわが民族に粘り強く展開された独立運動の結実で成り立った結果”であるとしている。南北分断の原因を歪曲できる内容と考えているのだろう。“南韓で政府が樹立されると、これは北韓の政府樹立へ続くのが確実であった。いまや南と北は分断の道に突っ走った”という部分については、“学生たちに大韓民国の建国によって分断されたという誤解と混同を与えるおそれがある”とし、政府樹立の意義、伝統性を阻害するものとして補完の必要性を指摘している。さらに、第二次世界大戦後、親日派の清算ができなかったので、“民族精神に土台を置いた新しい国の出帆は水泡と期した”との表現は‘度が過ぎる’と検討意見はいう。ここでは異なる表現方法か、それとも削除を要求しているのか、わからない。削除を求めているのは、民主化運動指導者であった張俊河を‘在野の大統領’と叙述した部分である。その理由は‘証拠不十分’だからだという。また、学習者が理解しやすいように、‘民族民主運動’を‘民主化運動’とするように使用語句の修正まで指摘しているのであった。

また、中央教育振興研究所版「韓国近・現代史」教科書に、北韓（北朝鮮）が実施した‘南北和解’や‘アメリカとの関係正常化’政策の記述に、“急変する南北関係を考慮して最近の状況を反映して叙述する”ようにとの指摘がついていた<sup>(13)</sup>。

教科部の勧告修正案は全て実施されなかった。未修正や修正不十分の部分もあるとして、教科部は11月に金星出版社をはじめ、斗山東亜・法文社・中央教育振興研究所・天才教育など出版社5社に「韓国近・現代史教科書修正指示案」を送付したのであった。

「韓国近・現代史」教科書を巡る偏向問題が発生している最中、地方の教育庁で高等学校の校長に対して金星出版社版の採択変更を促す動きがあった。教科書の採択は校長が決定する権限をもっていたが、学校で教科別教師会議を経て意見を出すと、学校運営委員会が受け入れ、学校長もこれを認めるのが慣例となっていた<sup>(14)</sup>。9月1日、ソウルで開かれた全国市・道教育監協議会でコン・ジョンテク（孔貞澤）ソウル市教育監の主導で、‘理念偏向の韓国近・現代教科書の採択はしない’との宣言が出されたのを皮切りに、11月11日にソウル市教育庁は市域240余の高等学校に教科書の修正注文書の計画および結果などを翌月2日までに提出を求める公文書を送付した。12月19日には釜山市教育庁で金星出版社版を採択している学校長が呼ばれ、教科部でも金星出版社版が最も問題だと判断しているので、教科協議会等を経て教科書の再選定するように注文したという<sup>(15)</sup>。さらに、蔚山市教育庁でも金星出版社版を採択しないことを促す公文を学校に送付し、教育委員長が地域の高等学校長に金星出版社の教科書に問題があると講演していたのであった<sup>(16)</sup>。官民による金星出版社版不採択の働きかけによって、12月の時点でソウル市の高等学校では採択率が51%から31%に下がったという。その後、教科書採択変更期限が延長されたこともあり、300余の高等学校は2009年度用「韓国近現代史」教科書を金星出版社版から他の教科書に変えたという<sup>(17)</sup>。

つぎに、「韓国近・現代史」教科書に対する官民による‘偏向’是正の動きに対する学術団

体や教師団体の動向を見ていこう。歴史学の団体は‘偏向’是正の是認ではなく、‘歴史学の専門性と歴史教育の中立性保障を要求’（2008年10月8日）し、‘教育の中立性を毀損’（2008年11月11日）するものとして、歴史教科書の修正に反対するのであった。2008年11月20日、全国歴史教育の会、韓国歴史教育学会、歴史問題研究所などからなる歴史教育連帯会議が歴史教科書問題討論会（テーマ：韓国近現代史教科書問題の性格と解決案）を開催した。討論会では、ソウル市教育庁と一部の教育庁が校長研修をとおして教科書採択変更を要求したことに対して、歴史教師、歴史学者、市民団体など40余の団体名で全国の校長に手紙を出したことを公表している。手紙は、校長に不当な圧力を阻止することを要請するものであった。

教員の団体も教科書の修正を教育の中立性の無視と捉えていた。2008年11月3日には、全国の歴史教師、歴史教育関係者1300余名が‘歴史教育者宣言’を発表した。この宣言では、正式な検定を経て学校運営委員会において民主的手続きを経て採択した「韓国近・現代史」教科書を一部の政治勢力が反国家的教材であり、北韓の教科書を写した書物と決めつけ、それによって非常識な被害が極みに達しているという。そして、この問題の解決として教科部に教科書修正の撤回、出版社と執筆者への不当な外圧の中断、歴史学の専門性と教育の政治的中立性の保障の3点を要求していたのである<sup>(18)</sup>。

11月9日、全国歴史教師の会はソウル市教育庁に歴史教科書に対する名分のない越権行為の即時中断を求める声明を出した。12月5日には京畿道でも全国教職員組合の京畿支部と京畿歴史教師の会などが京畿道教育庁を糾弾する記者会見を開催していた。忠南道では来年度用教科書の注文締切りが過ぎているのにもかかわらず、教育庁は教科書採択の変更届を各学校に送付し、教育庁の担当者や校長・教頭が教科協議会と学校運営委員会の開催を強く要請したり、社会問題となった教科書の変更を校長に迫られた歴史教師もいたという<sup>(19)</sup>。

#### IV

このような状況下の2008年11月4日、「韓国近・現代史」教科書執筆者協議会は、「検認定制の趣旨を毀損する教科部の修正勧告を拒否する」声明を発表した。金星出版社の教科書執筆者も11月30日、教科部に‘非民主的な教科書修正と交替の圧力を即刻中断せよ’との立場を発表している。12月3日、教科部が教科書修正を職権で修正や発行停止を検討しているとの発表があると、金星出版社は執筆者の同意を得ないで「韓国近・現代史」教科書の修正本を教科部に提出した。これに対して執筆者は15日に著作権侵害禁止の仮処分をソウル地方法院に申請した。この2日後の17日、教科部は2009年度「韓国近現代史」教科書6種の修正・補完完了を発表した。‘修正勧告’53件、‘自己修正’102件、‘追加修正’51件、総206件であった<sup>(20)</sup>。

2009年1月8日、著作権侵害禁止の仮処分は棄却された。その理由は‘教科書も著者の同意

なく妄りに変えることはできないが、著者と出版社が教科部の修正・改編の指示を誠実に履行するものと約定した以上、教科部の指示に従うべきだ’ というものであった。教科書問題解決のための共同委員会は、2009年1月20日にも国家の教育統制権限と学生の教育権の均衡について討論会を開催し、‘歴史教科書の職権修正は学生の知る権利を侵害する事前検閲であり、学校、教師並びに教育の自由を侵害する’ として教育権の侵害に対する憲法訴願を提起したのである<sup>(21)</sup>。

執筆者たちは29日に金星出版社を相手に著作権侵害禁止の民事訴訟をソウル地方法院に起こした。一審の判決（2009年9月2日）は、著者の同意がなく修正された金星出版社版の発行と配布を中断し、金星出版社は著者たちに慰謝料400万ウォンずつの支払いを命じるものであった。これに対して、教科部は‘大法院（最高裁判所）の判決が確定するまで修正された教科書を継続して使用する’ と発言していたのである<sup>(22)</sup>。

裁判はソウル高等法院に控訴された。2010年8月25日、出版契約並びに検定申請当時の同意をとおして教科書に関して教科部長官の適法な修正指示のある場合、被告たちは教科部長官の適法な修正指示によって修正して発行・配布した以上、原告たちの著作人格権が侵害されたとはいえないと一審判決を覆し、原告敗訴の判決が出たのである。原告は大法院へ上告したが、2013年4月26日、大法院は原告敗訴の判決を下した<sup>(23)</sup>。金星出版社が著者の同意がなく教科書を訂正しても、著作権侵害とはならなかったのである。

著作権侵害禁止をめぐって一審で争っている2009年2月23日、金星出版社版の執筆者たちは、民主弁護士青少年委員会、教科書問題共同対策委員会、全国歴史教師の会とともに教科部を相手に「韓国近・現代史」教科書修正指示取消命令を請求する行政訴訟をソウル地方法院に起こした。

行政訴訟は一審で今回の修正指示が検定と見なされ、教科用図書審議会の審議手続きを経ないで修正指示を行ったという点で違法であるとの判決が下った。しかし、二審の高等法院の判決（2011年8月16日）では‘修正は検定や改編とは概念的に区分され、関係規定上修正命令は検定手続きとは異なり、審議会の審議を経るようにしていない’ ので、手続き上問題がないとした。さらに、教科書検定に国家の積極的な審査権を認め、教科書の修正指示が裁量の範囲内にあるものとしたのである。ところが、大法院は2013年2月15日、“修正命令が表現上の間違いや技術的事項または客観的誤謬を直す程度ではなく、すでに検定を経た教科書の内容を実質的に変更する結果をもたらす場合は新しい検定手続きをとるものと同じ” だとし、“検定手続き上、教科用図書審議会の審議に準じる手続きを経なければならない” とし、二審の判決を破棄して高等法院に差し戻したのであった。教科書の修正指示の違法が確定したのである<sup>(24)</sup>。

## おわりに

教科部の「韓国近・現代史」教科書の修正指示について地方法院で審議を進めているとき、2007年改正教育で「韓国近・現代史」は「韓国文化史」へ科目の代替となり消滅した。その後、韓国史関連科目は2009年改正教育課程（2009～2011）において、8～9学年で韓国史と世界史の領域に分けたものを古い時代から学んでいく「歴史」と、近現代史を中心に世界史の流れの上で韓国史を主体的に把握できるようにする「歴史」が10学年に設置された。10学年が履修する「歴史」は2011年改正教育課程（2011～2015）で韓国の近現代史に比重を置いた「韓国史」と名称を替えている。「国史」・「韓国史」の教科書は検定制で発行されていた。

2013年10月18日、教育部は修正審議会の審査結果をもとに、8月末に検定を通過した「韓国史」教科書8種について829件の修正・補完の勧告を該当の出版社に通報した。これは教学社版「韓国史」教科書に独裁政治や親日派の美化や内容上に誤謬が多いという指摘が契機となって行われたものである。さらに、11月29日、教育部は修正・補完が不十分だとして7種の「韓国史」教科書に修正命令41件を出した<sup>(25)</sup>。金星出版社と斗山東亜など6種の教科書執筆者12名は、教育部が教科書検定に準じる適法な手続きがなく、事実上特定の史観を強要するレベルで修正を命じた、と修正命令取消しの行政訴訟を起こした。しかし、第1審（2014年4月2日）、2審（2015年9月15日）とも教育部の修正命令は適法であるとの判決で原告側の敗訴となっている<sup>(26)</sup>。

2審判決後も教育部の修正命令をめぐる論難が続き、朴槿恵政府は中学校「歴史」と高等学校「韓国史」の教科書を国定化したことは冒頭で見たとおりである。その後も、歴史学界はもとより市民・社会団体に続いてソウル市や釜山市、忠南道などの教育委員長まで国定化の撤回を求めているのであった<sup>(27)</sup>。

2016年11月初旬、朴槿恵大統領の不正行為が契機となって街頭では大統領退陣を求めるデモが毎週あふれた。朴槿恵政府への批判は、従軍慰安婦の合意、セオル号事件の対応、歴史教科書の国定化などであったが、教育部は予定通り28日に国定歴史教科書の現場検討本（『正しい歴史教科書』）を公開したのである<sup>(28)</sup>。12月9日に朴槿恵大統領の弾劾訴追案が国会で可決されると、教育部は27日になって2017年度から中学の「歴史」と高等学校「韓国史」の国定教科書を全面導入する方針を撤回した。来年度新学期から『正しい歴史教科書』を主教材として使うことを希望する学校を研究校にし、それ以外は従来の検定教科書を使うものとした<sup>(29)</sup>。

「韓国近・現代史」と「韓国史」教科書をめぐる論難は、「左偏向」に対する論難からはじまり、教科書の検定後の修正もしくは命令指示、対抗措置として政治介入に反対する広範な運動そして提訴など日本と共通する事項が多い。かつて、日本でも教科書の「偏向的」記述を憂慮し、「国の歴史に愛情をもてる記述をめざす」高等学校用日本史の教科書がつくられた。そ

の教科書は検定で 800 以上の修正・改善意見が出版社と執筆者らに伝えられ、‘超法規的’な扱いで合格し、国内外の批判を浴びたことが知られている<sup>(30)</sup>。中学校でも教科書が‘自虐史観’、‘東京裁判史観’に依拠しているとして、新しく歴史教科書をつくり検定に合格したが、前者と同様に国内外の批判を浴びた<sup>(31)</sup>。これらの教科書の採択率は数%パーセントしかないが、中学校用教科書は各部署に働きかけ、採択率の向上を目指しているという<sup>(32)</sup>。さらに、中学生用の副読本で関東大震災直後に起きた自警団以外に軍隊や警察も朝鮮人虐殺を行ったという記述が一部の市議会議員によって、軍隊や警察の部分が削除され、「虐殺」が「殺害」となったことが報道<sup>(33)</sup>されたように、歴史学研究成果を無視したり、過去にあったことをなかったようにする動きは止らない。

かつて、高校生と大学生に『荒れ野の 40 年』<sup>(34)</sup>読んでもらい、レポートを出してもらったことがある。彼らがこの本を読んで何人もレポートに引用していたのは、‘問題は過去を克服することではありません。さようなことができるわけではありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし、過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも対して盲目的となります’の箇所であった。青少年をイデオロギーが注入される客体としか捉えられない教育観から彼らの思考を理解するのは難しいだろう。

## 注

- (1) 韓国では、教科書は教科用図書に属し、国定・検定・認定の 3 つの制度がある。国定制は国家が著作権を持ち、1 科目 1 種類の場合が多い。検定制は教育課程に基づいて民間の出版社が教科書をつくり、国家や国家機関の審査を経て使用される。認定制の教科書は主に市・郡単位に地域化した教科書であり、地域の教育庁が発行し、国定・検定の教科書を補充するものである。三種の区分は教育部長官の告示で行う。行政告示は、一定期間公開し、それに対して国民の意見を聞き、後に確定告示とするが、意見の受容規定はない。なお、韓国で教育を担当する国家行政機関の名称はつぎのように変遷する。  
1948年11月 4日 文教部発足  
1990年12月 27日 教育部に改称  
2001年 1月 29日 教育人的資源部に改称  
2008年 2月 29日 科学技術部と統合し、教育科学技術部に改称  
2013年 3月 23日 教育部に改称
- (2) 『ハンギョレ』(インターネット日本語版, 2015年 11月 3日。以下、『ハンギョレ』と略称)。
- (3) 国定教科書執筆拒否宣言に参加した大学と人数を地区別に示すと、ソウル(24 大学, 208 名)、忠北(2 大学・21 名)、大田・忠南(5 大学・31 名)、全北(7 大学・7 名)、江原(5 大学・27 名)、仁川・京畿(10 大学, 43 名)、大邱・慶北(9 大学・40 名)、釜山・慶南(3 大学・38 名)、光州・全北・済州(8 大学, 51 名)となる(『ハンギョレ』2015年 10月 23日)。
- (4) 10月23日発表の世論調査機関「リアルメーター」の調査によれば、歴史教科書国定の反対論が52.7%、賛成論41.7%であったが、10日前は賛成47.6%、反対44.7%であった。新政治民主連合が「タイムリサーチ」に依頼して実施した当時の調査で、反対世論は1週間前に比べて6.6%ポイント上昇したのに対し、賛成世論は6.4%ポイント下落したことが分った、という(『ハンギョレ』2015年10月23日)。



- (5) キム・ハンジョンは推論としながらも、‘韓国近・現代史’教科書を批判したニューライトとよばれる人びとは、中学校‘歴史’教科書や高等学校‘韓国史’教科書が‘左偏向’しているのに、自分たちの観点を含む教科書として教学社版‘韓国史’教科書をつくったが、この教科書の採択率が低く、採択した学校も批判を受けて採択を取り消し1校となった。一方で、朴槿恵政府は教科書執筆者、教科書採択権まで‘左派’が掌握していると見て、教科書の国定化を決めたという(キム・ハンジョン(金漢宗)『歴史教科書国定化、なぜ問題なのか』(本とともに、2015年12月、韓国語、130ページ)。
- (6) チョン・ギョンヒ『韓国史教科書、こうして偏向された』(2013年10月25日、ピボン出版社、韓国語。原資料はキム・カンフン「第7次教育課程韓国近現代史教科書の偏向性論難」(弘益大学校教育大学院修士学位論文、2009)。
- (7) 韓国『第17代国会国政監査会議録』, 土屋武志外4名「アジア地域における歴史教育の現状Ⅰ」(愛知教育大学研究報告55(教育科学編)2006年3月)から再引用。
- (8)・(9)・(10) 「韓国近・現代史教科書修正指示の不当性に対する行政訴訟提訴記者会見」(「民弁」インターネット、2009年2月24日、韓国語)。
- (11) 『ハンギョレ』2008年11月28日。
- (12) 『聯合ニュース』2008年10月30日。
- (13) 『time tree』2014年1月16日、韓国語。
- (14) 李讚熙「韓日歴史教科書の編纂制度の変遷」、『日韓歴史共同研究報告書』(第2期、教科書小グループ篇、2010年3月)。
- (15) 『ハンギョレ』2008年11月20日。
- (16) 三橋広夫「シリーズ韓国の教育問題1」、『地歴・公民資料』60号、2009年11月20日、実教出版社。
- (17) 『Pressian』2013年2月15日、韓国語。
- (18) 「全国歴史教育者宣言」, 2008年11月3日、韓国語。
- (19) 「支部組織/報道資料」全国教職員組合忠南道支部、忠南道歴史教師の会、2008年12月11日、韓国語。
- (20) 「韓国近・現代史教科書修正指示の不当性に対する行政訴訟提訴記者会見」, 「民弁」インターネット、2009年2月24日、韓国語。
- (21) 『ハンギョレ』2009年9月3日。
- (22) 『ハンギョレ』2009年9月2日。
- (23) Lawissue=法律新聞インターネット新聞、韓国語。
- (24) 「韓国近・現代史教科書修正指示の不当性に対する行政訴訟提訴記者会見」(「民弁」インターネット、2009年2月24日、韓国語)。「Pressian」2013年2月15日、インターネット、韓国語)。
- (25) 主な修正命令は、「北朝鮮の土地改革に対する正確な実情説明」, 「韓国海軍哨戒艦沈没事件の主体に関する記述」, 「日本の独島侵奪過程の正確な記述」などである(『統合ニュース』2013年11月29日、インターネット)。
- (26) 『聯合ニュース』2015年9月15日、韓国語。
- (27) 教育部報道資料「正しい歴史教科書現場検討本公開」, 2016年11月28日、韓国語。
- (28) 教科書の国定化に反対する「国定教科書廃棄のための教育・市民社会・政治非常対策会議」(野党3党、ソウル市、釜山市、忠南道などの市道教育長協議会、韓国史国定化阻止ネットワークなど)は、「教育部がいま行うべきことは“国定・検定混用告示”ではなく、“国定教科書の廃棄告示”だ」とし、「国定・検定混用に向けた手続きを直ちに中止し、国定教科書を廃棄せよ」と批判した(『ハンギョレ』2017年1月3日)。
- (29) 教育部報道資料「正しい歴史教科書、2018年から検定歴史教科書混用」, 2016年12月27日、韓国語。
- (30) 村上義雄編『天皇の教科書『新編日本史』の狙い』, 1986年12月1日、晩声社。
- (31) 入江曜子『教科書が危ない』, 2004年4月20日、岩波書店。
- (32) 『毎日新聞』2015年9月4日。
- (33) 『朝日新聞』2016年9月9日。記事の対照は横浜市教育委員会発行2012年度版『わかる横浜』。
- (34) 『荒れ野の40年』, 1986年7月10日。藤田昭造「高校生の社会認識」, 『明高研叢』第四号、1988年6月。同「大学生の社会認識」, 『教職・社会教育主事年報』No.11、1989年3月。